

第5期嬉野市農業委員会
第32回定例総会議事録

令和3年3月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第32回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下宿横鹿倉 外2筆 賃借権	R3.3.2	承認
	2	五町田流海 賃借権	R3.3.2	承認
	3	久間八幡竈 外2筆 使用貸借権	R3.3.2	承認
	4	馬場下五本松 外2筆 使用貸借権	R3.3.2	承認
	5	真崎二本松 外2筆 使用貸借権	R3.3.2	承認
	6	真崎二本松 外2筆 賃借権	R3.3.2	承認
	7	真崎一本松 外34筆 賃借権	R3.3.2	承認
	8	真崎一本松 外34筆 賃借権	R3.3.2	承認
	9	馬場下関東二 外25筆 賃借権	R3.3.2	承認
	10	馬場下関東二 外25筆 賃借権	R3.3.2	承認
	11	馬場下関東一 外1筆 賃借権	R3.3.2	承認
	12	馬場下関東二 外1筆 賃借権	R3.3.2	承認
	13	馬場下関東二 外1筆 賃借権	R3.3.2	承認
	14	馬場下関東二 賃借権	R3.3.2	承認
	15	馬場下関東二 賃借権	R3.3.2	承認
	16	馬場下関東二 賃借権	R3.3.2	承認
	17	馬場下関東二 使用貸借権	R3.3.2	承認
	18	真崎三本松 使用貸借権	R3.3.2	承認
	19	真崎三本松 使用貸借権	R3.3.2	承認
	20	下野二本松 使用貸借権	R3.3.2	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~9	五町田谷 外16筆 賃借権・使用貸借権	R3.3.2	承認

	嬉 1~28	吉田坊主原 外 4 2 筆 使用貸借権・賃借権	R3.3.2	承認
		利用権設定 (中間管理機構・ハウス団地関係)		
	市 1~21	馬場下関東二 外 3 6 筆 賃借権 (中間保有)	R3.3.2	承認
		利用権設定 (中間管理機構)		
	市 1	真崎二本松 賃借権	R3.3.2	承認
		所有権の移転		
	1	馬場下三本松 外 9 筆 あっせん	R3.3.2	承認
議案第 3 号		農地法第 3 条の規定による申請の許可について		
	1	大草野臥木 外 1 筆 贈与	R3.3.2	許可
	2	久間二本松 外 5 筆 贈与	R3.3.2	許可
	3	下野一本杉 外 1 筆 売買	R3.3.2	許可
議案第 4 号		農地法第 4 条の規定による申請の承認について		
	1	吉田斧研 駐車場	R3.3.2	承認
議案第 5 号		農地法第 5 条の規定による申請の承認について		
	1	久間後山 建売分譲住宅	R3.3.2	承認
	2	久間後山 建売分譲住宅	R3.3.2	承認
	3	久間後山 一般住宅	R3.3.2	承認
	4	久間城山 一般住宅	R3.3.2	承認
	5	真崎三本松 外 1 筆 一般住宅	R3.3.2	承認
	6	五町田辺田 外 4 筆 駐車場	R3.3.2	承認
	7	大草野平石 耕耘機置場	R3.3.2	承認
	8	下宿三本松 一般住宅及び駐車場	R3.3.2	承認
	9	下野二本杉 一般住宅	R3.3.2	承認
	1 0	吉田斧研 外 1 筆 駐車場	R3.3.2	承認
議案第 6 号		非農地証明願について		
	1	馬場下下野辺田 駐車場	R3.3.2	許可

	2	下野柳ノ瀬 宅地	R3.3.2	許 可
--	---	----------	--------	-----

第5期嬉野市農業委員会第32回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3年 3月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館（塩田庁舎前） 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 3月2日 午後1時35分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 3月2日 午後3時03分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	議事録署名
1	池田 博幸	欠		8	峰 正己	欠	憲章朗読
2	馬場みどり	出	事前審査班長	9	中島文二郎	出	議事録署名
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	欠	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	欠					

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
農業政策課主任	納富 作男	農業政策課主査	前田 大作

合計面積は、4, 697㎡、利用権区分は賃借権で、目的は茶です。
期間は令和2年6月5日から令和5年6月4日までで、
解約理由は、借受人を変えて再契約するため ということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 辺田^{へた}の ○○○○ 様、

借受人は 谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 流海 ○○○番 地目は田、面積は1, 953㎡

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成29年11月10日から令和6年11月9日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約をするため ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

貸付人は 牛坂の ○○○○ 様、

借受人は 同じく牛坂の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 八幡籠 ○○○番 外2筆 地目はすべて田、

面積の合計は、2, 392㎡、利用権区分は使用賃借権で、目的は米です。

期間は平成30年6月1日から令和5年5月31日までで、

解約理由は、借受人の都合により ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 町分の ○○○○ 様、

借受人は 同じく町分の ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 五本松 ○○○番○ 外2筆 地目はすべて田、面積の合計は、2, 0 0 1㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成14年7月2日から令和4年7月1日までで、解約理由は、借受人を変えて再契約するため ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

親子ですかね。

事務局

そうですね、使用貸借ですので。英昭さんがつくりきらんとのことです。

議 長

他にありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

皆さんに、お諮りします。

整理番号5番と6番までについて、関連でございますので一括審議したいと思っております。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。整理番号5番と6番について、事務局の説明を求めます。整理番号5番です。

事務局

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 二本松 ○○○番 外2筆 地目はすべて田、面積の合計は、8, 7 3 0㎡、利用権区分は貸借権で、

目的は米・麦・大豆です。

期間は平成27年11月1日から令和7年10月31日までです。
続きまして、議案書2ページ、整理番号6番です。
貸付人は 有限会社 ○○○○ 様、
借受人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。
所在地、面積、期間等は、整理番号5番と同じです。
解約理由は、農事組合法人 ○○○○ を脱退するため ということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長
委 員

これは、○○○○の農事組合の解散とかじゃないんですね、一部が脱退するということですかね。

事務局

○○○○が脱退するという事です。

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番と6番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。整理番号5番と6番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

皆さんに、お諮りします。

整理番号7番と8番までについて、関連でございますので一括審議したいと思えます。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長
事務局

異議無しと認めます。整理番号7番と8番について、事務局の説明を求めます。整理番号7番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、6ページ別紙①をご覧ください。大字真崎 一本松 ○○○番○
外34筆 地目はすべて田、面積の合計は、65,655㎡、
利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成27年11月1日から令和8年1月14日までです。

続きまして、整理番号8番です。

貸付人は 議案書6ページ別紙①、真崎の○○○○ 様、 外10名様

借受人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地、面積、期間等は、整理番号7番と同じです。

解約理由は、有限会社 ○○○○ へ利用権を移転するため
ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番と8番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。整理番号7番と8番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

皆さんに、お諮りします。

整理番号9番から10番までについて、宮ノ元ハウス団地、農業公社関連でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。

議長

整理番号9番から13番については、借り手人が、農事組合法人〇〇〇〇代表理事 〇〇委員となっています。

ので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室し、審議終了後に入室・着席ください。

(〇〇委員退室)

議長

それでは、整理番号9番と10番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号9番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様、

借受人は 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 様です。

所在地は、7ページ別紙②をご覧ください。大字馬場下 関東二

〇〇〇番 外25筆 地目はすべて田、面積の合計は、38,626㎡、
利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成27年12月1日から令和8年1月14日までです。

続きまして、整理番号10番です。

貸付人は 議案書7ページ別紙②、〇〇〇〇 様、 外14名様

借受人は 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様です。

所在地、面積、期間等は、整理番号9番と同じです。

解約理由は、園芸団地農地を確保するため ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

これは、借りては公社になるとかね。

事務局

公社となります。

委員

公社が借りて、園芸団地に貸すことになるよね。

委員

いつから、借りると。

事務局

解約ですので、後で利用権は出てきます。

委員

9番と10番は同じことじゃないの。

事務局 中間保有となり、公社を通してですので、解約、解約で2段階になります。一端、〇〇〇〇と公社が解約して、所有者に戻すような形になります。

委員 先ず最初は、公社が（個人）借りる、公社と〇〇〇〇と貸し借りをする。だから、2回解約することになる。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号9番と10番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。整理番号9番と10番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 皆さんに、お諮りします。

整理番号11番から13番までについて、宮ノ元ハウス団地関連でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議無しと認めます。

議長 それでは、整理番号11番から13番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページから4ページ、整理番号11から13番について です。これは、宮ノ元ハウス団地に伴う、農業公社を通さない分の解約です。

貸付人は 福岡県小郡郡の 〇〇〇〇 様、外2名様

借受人は 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 様 です。

所在地は、大字馬場下 関東一 〇〇〇番〇 外5筆 地目はすべて田面積の合計は、5, 179㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成28年6月1日から令和8年5月31日までです。

解約理由は、園芸団地農地を確保するため ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 もうひとつ聞いていいですか。〇〇〇〇法人と〇〇さんは解約するたい、園芸団地するため。〇〇さんが個人的に園芸団地に貸すごとになるとですか。

事務局 先ず、〇〇さんと公社と貸し借りをし、公社と園芸団地となります。次の利用権で出てきます。

委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号11番から13番について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号11番と13番については、原案のとおり承認することに決定しました。

森 委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(〇〇委員入室・着席)

議 長

皆さんに、お諮りします。

整理番号14番から17番までについて、これも、宮ノ元ハウス団地関連でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。

議 長

それでは、整理番号14番から17番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書3ページから4ページ、整理番号14から17番についてです。

これは、宮ノ元ハウス団地に伴う、農業公社を通さない分の解約です。

貸付人は 宮ノ元の 〇〇〇〇 様、外3名様

借受人は 畦川内 〇〇〇〇 様 です。

所在地は、大字馬場下 関東一 〇〇〇番 外3筆 地目はすべて田、

面積の合計は、4,826㎡、

利用権区分は賃借権及で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成24年6月1日から令和17年11月30日までです。

解約理由は、園芸団地農地を確保するため ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号14番から17番について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。整理番号14番から17番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

これも、お諮りします。

整理番号18番と19番について、農業公社をとおした物件でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。

議 長

それでは、整理番号18番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書4ページ、整理番号18番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様、

借受人は 大牟田の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字真崎 三本松 〇〇〇番〇 地目は田、

と思います。異議ありませんか。

委員
議長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から9番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1ページから2ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から9番までについて です。

貸し手人は 辺田の ○○○○ 様、外8名様、

借り手人は 谷の ○○○○ 様、外4名様です。

所在地は、大字五町田 谷 ○○○番 外16筆、

地目はすべて田で、面積の合計が28,617㎡です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は3年から10年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から9番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から9番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分 整理番号1番から9番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表3ページから6ページ、利用権設定について嬉野町の分です。お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から28番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から28番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページから6ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から28番についてです。

貸し手人は 西吉田の ○○○○ 様 外27名様、

借り手人は 西吉田の ○○○○ 様 外16名様です。

所在地は、大字吉田 坊主原 ○○○番○ 外42筆、

地目は田と畑、面積は田の合計が37,129㎡、

畑が合計で7,562㎡、田畑合計で44,691㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は1年から10年で、再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分 整理番号1番から28番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から15番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の分 整理番号1番から28番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表7ページから9ページ、宮ノ元ハウス団地に関する、農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野市の分整理番号1番から21番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。整理番号1番から21番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表7ページから9ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分、整理番号1番から21番です。これは、宮ノ元ハウス団地に関するものです。

貸し手人は、本谷の ○○○○ 様 外20名様

借り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○様

所在地は、大字馬場下 関東二 ○○○番 外36筆

地目はすべて田、面積の合計は51,074㎡です。

利用権は賃借権で、中間保有です。期間はすべて5年で、再設定です。

議長

それでは中間管理機構を通した利用権設定について、整理番号1番から21番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

いつから借りるのか。

農業政策課

この総会で承認されればとなります。

委員

土地代金を払うことになるとよね。

農業政策課

新年度は、調査、整備等がありますので、市の方が払うこととなりますが、現在募集をして、申込者がいます。そちらが入植されてから、公社へ払うことになると思います。4月入ってからすぐではありませんが。

委員

市が立替のようなかたちかな。助成してあげるのかな。

農業政策課

おそらく令和3年度は市の方でになるとおもいます。4年度からは、本人さ

んが支払いとなります。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から21番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

農業政策課

先程の賃借料の支払いについて、訂正をお願いします。市の予算でと回答した件ですが、確認したところ、中間管理機構、国の方が支払いをするということですので訂正をお願いします。

議 長

次に、別添の表10ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

議 長

異議無しと認めます。整理番号1番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表10ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分、整理番号1番です。

貸し手人は、真崎の ○○○○ 様

借り手人は、真崎の 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様

所在地は、大字真崎 二本松 ○○○番○

地目は田、面積は927㎡です。

利用権は賃借権、期間は4年7ヶ月で、新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは中間管理機構を通した利用権設定について、整理番号1番について 質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、所有権の移転について です。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

面積は248㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、申請地は現在休耕地で、住宅建築により近隣に影響を与える農地も少ないことから、建売分譲住宅（2区画）として転用したい ということです。

東西は宅地、南も宅地、北は道路 です。

平成12年頃から農地の耕作に際して車両を駐車する場所がなかったこともあり、無届で農地の約半分を駐車場として利用されているため始末書が添付されております。

売買価格は、反当たり3,879,032円、全体で962,000円です。

図面は21ページと22ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

中島委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

申請地は中久間地区で、手前が駐車場で、この分が始末書が付いてる分で、宅地の分を含めて、先の住宅を壊して、2軒住宅が建つようです。住宅地の中にありますので問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

中島委員が説明されたとおりで問題ないと思います。昔は、炭鉱の長屋が並んでいた印象がありました。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

譲渡人は 熊本市の ○○○○ 様

譲受人は 鹿島市の 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 後山 ○○○番○、地目は田、面積は、320㎡です。

農地区分は第1種農地、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、申請地は耕作放棄地であり、周辺も静かで環境もよく住宅用地に適しているため、建売分譲住宅（1区画）として転用したい ということです。

東は原野、西は道路、南は田、北は田（転用許可地）です。

売買価格は、反当たり5,625,000円、

全体で1,800,000円です。

図面は23ページと24ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

中島委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当 申請地は、24ページの図面を見て頂ければわかりますが、平成2年の9月に許可があっていますが、ここは、圃場整備の余り地で、荒廃地になっている所を住宅地として活用するとのことで、前は木が生い茂り真っ暗でありましたが、木を切ったところ、すばらしい団地になると思います。光武地区も住宅ができ地域の活性化になると思います。よろしく審議をお願いします。

議長 馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班長 ここも最近住宅が増えてきて、地域の活性化のためよろしいと思います。よろしくをお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。

譲渡人は 熊本市の ○○○○ 様、

譲受人は 冬野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 後山 ○○○番○、地目は田、面積は255㎡です。

農地区分は第1種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、自宅新築のため宅地用地を探していたところ、申請地が条件に合い、適地であったため、一般住宅として転用したい ということです。

東は原野、西は道路、南は原野、北は田 です。

売買価格は、反当たり14,509,804円、

全体で3,700,000円です。

図面は25ページと26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 中島委員、地域担当委員説明、報告をお願いします。

地域担当 先程の横の土地です、ここも住宅が3軒建つということで、地域の活性化になると思います。農地の1種であります、あくまでも圃場整備の余り地ですので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班長 中島委員の言われたとおりですけど、環境もよく、いいと思います。問題ないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 牛坂の ○○○○ 様、

借受人は 同じく牛坂の ○○○○ 様 外1名様 です。

所在地は、大字久間 城山 ○○○番○、地目は畑、面積は、5 1 2 m²です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、一般住宅です。

事由は、現在、両親と7人で申請地北側の実家に居住していますが、子供の成長により手狭となったため、申請地に一般住宅用地として転用したい ということです。

東・西は畑・宅地、 南は宅地・畑、 北は宅地 です。

親子間であり、使用貸借で無償です。

図面は27ページと28ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

説明のように、7人家族で手狭になったことで、家の横の畑に家を建てたいと言うことですし、周辺に集落排水があり生活排水は流すため迷惑がかからないため、いいと思います。

議 長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

問題ないと思いますけど、お母さんが同じ敷地内に観音様があることで、どうしたらいいか悩んでおられました。問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書19ページ、整理番号5番です。

譲渡人は 五町田第3の ○○○○ 様、外1名様

譲受人は 福富の ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 三本松 ○○○番○、外1筆 地目は田、

面積の合計は、8 7 8 m²です。農地区分は第2種農地、

用途目的は、一般住宅です。

事由は、現在居住しているアパートが手狭となり住宅新築を検討していました。実家が農家であり農業用資材を置く場所も必要で、住み慣れている真崎地区で一般住宅用地として転用したい ということです。

東西は田、南は水路、北は道路 です。

売買価格は、反当たり3,052,392円、
全体で2,680,000円です。

図面は29ページと30ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

馬場委員、地域担当委員としての説明、班長としての報告をお願いします。
水路がありまして、地区がまたがっているため、地元の宮崎委員さんに説明をお願いします。

地元委員

第3の〇〇さんの土地を5条で申請されています、水路がありますが、福富地区と大牟田地区の境であり、前日の24日に区長に合い、承諾を頂いたということで確認しました。よろしくをお願いします。

議 長
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

整理番号6番です。

譲渡人は 谷の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 同じく谷の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字五町田 ^{へた} 辺田 〇〇〇番、外4筆、地目はすべて畑、

面積の合計は、531㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、駐車場です。

事由は、現在住居の敷地内に建築物がぎりぎりに建っており、車庫1台が限度で、道路の反対側に駐車したり、子供の帰郷時の駐車場がなく困っていました。申請地に駐車場用地として転用したい ということです。

東は畑・宅地、西は畑・里道、 南は里道・道路、 北は里道 です。

売買価格は、反当たり4,030,132円、
全体で2,140,000円です。

図面は31ページと32ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

森委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

ここは、地元の永田委員がいらっしゃいますので、説明をお願いします。

地元委員　　ここは谷公民館の下にありまして、看板が真ん中にありますが、その先までが〇〇さんの所有地でございます、先のフェンスまでを売買ということですので。そこを駐車場としたいとのことです。家の方も車が5台あり駐車するのに困っておられます。現在、畑も荒れた状態で、問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長　　馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長　　このままにしていたら、荒れてしまいますので、駐車場として利用してもらった方がいいと思います。

議 長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長　　異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長　　次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局　　整理番号7番です。

譲渡人は 五代の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 同じく五代の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字大草野 平石 〇〇〇番、地目は畑、面積は54㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、耕運機置場です。

事由は、申請地は休耕地で、現在自己所有の農地に耕運機置場を設置していますが、所有地の農地と接しており利便性のよい申請地へ耕運機置場を移動するため転用したい ということです。

東は田、西は農道、南は農道・田、北は畑 です。

売買価格は、反当たり1,481,481円、全体で80,000円です。

図面は33ページと34ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長　　西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　100㎡を無いところですが、下の田んぼが〇〇さんで、里道しかないもんですからそこに小屋を置きたいとのことです。家も前後であり、十分話が付いていることで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長　　馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長　　台風でこの小屋が道の飛んでいったことがあり、問題ないと思います。

議 長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号8番です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番、地目は畑、面積は677㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は、一般住宅及び駐車場です。

事由は、現在近隣にて小規模保育園を営んでおりますが、保育園が手狭なため近くの空き地を職員の駐車場として賃借していました。今回専用住宅を目的とした申請地が保育園の近くにあり、敷地の一部を駐車場として保育園で賃借するため転用したい ということです。

東は宅地、西は田、南は宅地、北は道路 です。

売買価格は、反当たり30,249,631円、

全体で20,479,000円です。

図面は35ページと36ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

地元の伊藤推進委員がいらっしゃいますので、説明をお願いします。

地元委員

ここは、区画整理地内であります。市役所までも近く、宅地になるべき所であり問題ないと思います。

議 長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

ここも、周囲は住宅が建っており、利便性もよく、宅地と駐車場に利用したいとのことです。水路も前にとおってますし、よろしいかと思えます。よろしくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号8番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書20ページ、整理番号9番です。

譲渡人は 温泉4区の ○○○○ 株式会社 代表取締役 ○○○○ 様、

譲受人は 今寺の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 二本杉 ○○○番、地目は雑種地、現況・畑
面積は332㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、一般住宅です。

事由は、現在の借地住まいが手狭となったため、住宅を建築したく土地を探して
いました。申請地は環境も良く条件に適しているので、一般住宅用地として、
転用したい ということです。

東は畑、西は道路、南は雑種地、北は道路・田 です。

売買価格は、反当たり23,138,554円、
全体で7,682,000円です。

図面は37ページと38ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

地元の一ノ瀬推進委員がいらっしゃいますので、説明をお願いします。

地元委員

井手川内で環境もよく、農地より宅地として活用してもらっていいと思います。

議 長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

ここは雑種地やろ、やっぱり（総会）かけんばいかんと。

事務局

現況が畑となっているので。

委 員

逆にたとえば畑（地目）だったとして山になっていた。

事務局

現況課税は畑となっていました。農地法上、農業委員会を通して、県に申請
を出さないと地目を替えられないということです。

委 員

そういうことで出しているのですね、わかりました。

事務局

見直せば将来、雑種地になるかと思いますが。そのままにして、宅地として
出来なかったため申請が出されています。

委 員

今回はあくまでも現況が畑だったということでの申請ということですね。

事務局

そうです。急がれている方は、見直しまで待てず、農業委員会を通してまで
申請をしている。借入等が出来ないとかあると思います。実のなる木が植え
られていれば農地と見なされるようです。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号9番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。

議 長

次に、議案第6号 非農地証明願について を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書41ページ、整理番号1番です。
申請人は 堤ノ上の ○○○○ 様

所在地は、大字馬場下 ^{のべた}野辺田 ○○○番○ 地目は田

面積は8.43㎡で、用途目的は、駐車場です。

事由は、平成7年2月に林田食品の駐車場として転用許可を受け利用していましたが、申請地の1筆が農地として残っていることが分かりました。登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい ということです。

当時より駐車場の一部として利用されているため、始末書付きの案件です。

東は雑種地、西は畑、南北は雑種地 です。

図面は42ページから43ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

森委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

地域担当

始末書付きの案件でございますが、26年前に申請が行われ、漏れていたということです。現在は経営者が変わっております。2年くらいなります。社名は○○○○ですけど、福岡県の方が後を継いでいらっしゃいます。その中で、今回確認している中で農地となっていることがわかり、申請されたことです。別に問題ないと思います。

議 長

馬場班長、班長としての報告をお願いします。

班 長

別に問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第6号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

.....

議 長

整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

申請人は 和歌山県田辺市の ○○○○ 様

所在地は、大字下野 柳ノ瀬 ○○○番 地目は田

面積は4.9㎡で、用途目的は、宅地（住宅・物置用地）です。

事由は、昭和43年に○○氏に祖父が○○○番地を売却し、申請地も当時一緒に売却したと聞いておりましたが、農地法の許可が必要と知らず、許可を得ずに住宅用地として利用されておりました。登記地目変更のため、非農地証明をお願いしたい ということです。

